

仕様一覧

項目		仕様
端末	機種	iPad 第7世代以降
	OS	iOS 最新OS搭載モデル又は容易に最新のバージョンにアップデート可能なOS搭載モデルであること。
	ストレージ	32GB以上
	画面	10.2~12.9インチ
	無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac以上
	通信	(1) Wi-Fi+セルラーモデル (2) LTE (4G) 通信を提供すること（一部地域や一時的にLTE (4G) 通信の提供が不可能な場合は、町と協議の上3Gによる補完も可とする。）。 (3) タブレット端末等を利用した授業等を恒常的に実施するために月7GB程度のLTE (4G) 通信について、通信速度・通信量を確保すること。また、通信量シェア等の補完策を用いること。 (4) 通信状況の監視を行い、必要に応じその状況の通知を行うこと。また、定期的の実績報告をすること。 (5) 小中学校など主に端末を利用する場所において電波が入りにくい場合は、協議の上、速やかに電波の改善対策を実施すること。
	キーボード	Bluetooth接続でない日本語JISキーボード
	ケース	スタンド式（自立するもの）に限る
	カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
	音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1以上（マイク・ヘッドフォン端子）がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）
	外部接続端子	Lightningコネクタ又はUSB Type-C コネクタ×1 以上
	重さ	1.5kg未満（キーボード込み）
	保守	ハードウェア保守1年以上
	その他	(1) 下記の内容が端末費用に含まれていること。 ①Apple社が提供する無償の教育用App ②本体端末を学習用コンピュータとして適切にするために最低限必要な設定について、ネットワークを介して行うための端末管理ツール（MDM） (2) 端末は、以下の設定・設置作業を行い、通信が即時可能な状態で納入すること。（キッティング） ①端末管理ツール（MDM）の設計支援を行うこと。 ②端末管理ツール（MDM）の設定を行うこと。 ③Apple School Managerへの初期登録を行うこと。 ④各学校の校内ネットワークに接続すること。 ⑤初期ユーザーの作成及び登録を行うこと。 ⑥管理用ラベルを発行し、端末本体に貼付すること。 (3) 端末の納入時、以下の商品を端末台数分納入すること。 ①タッチペン 200-PEN031GY又は同等品。 ②画面保護フィルム ブルーライトカット機能を有すること。LCD-IPAD12BC又は同等品。

		※納入する端末の形状に合致した商品を購入すること。 ※画面保護フィルムは端末に貼付し、納入すること。 (4) OS・アプリ等のアップデートについては、自動ではなく、町（教育委員会）の定める管理者の管理下で実施する仕様とすること。
授業支援ソフト		ロイロノート・スクールを提供すること。 5年分の使用料を初年度に見込むこと。
学習支援ソフト (ドリルソフト)		ラインズeライブラリーアドバンスを提供すること。 5年分の使用料を初年度に見込むこと。 プリントパックは不要。
ファイル共有		(1) 作成したデータファイルを保存し、他の利用者と共有するためのクラウドサービス等の手段を提供すること。 (2) マルチOS対応であること。 (3) 共有領域に保存されたデータは、アクセスを許可されたアカウントを有する利用者以外には公開されないようなセキュリティを具備すること。
MDM（管理ソフト）		(1) 日本語のインターフェイスで運用できること。 (2) 校舎内及び教育委員会におけるサーバー設置を必要としないクラウドサービスであること。 (3) OSのアップデート版配布後、速やかに新しいバージョンのOSのベータ版にて動作確認実施済みのバージョンが配布されること。
フィルタリングソフト		(1) 私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入（サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等）の制限 (2) 有害なインターネットサイト閲覧の制限 (3) 私的利用（SNS投稿等）の制限 (4) 使用を許可されていない者のタブレット端末等の利用の制限
電子黒板接続機器		(1) appleTV (2) HDMIケーブル 2 m
ヘッドセット		(1) Bluetooth5.0以上、片耳用、マイク付き。 (2) 最大約10mの通信距離でオーディオデータの伝送が可能なこと。 (3) IOS端末と接続可能なこと。
遠隔授業支援ソフトウェア		ア 遠隔授業を支援する機能（Web会議機能、画面共有、チャット機能等）を有するソフトウェアを購入すること。
プログラミングソフトウェア等		小学校及び中学校を対象とするプログラミング的思考力の育成に資するソフトウェア及び教材を導入すること。

運用保守 (ヘルプデスク・故障等対応窓口)	(1) ハードウェア及びソフトウェアの対応窓口を一本化するヘルプデスクを設置し、各学校、ICT支援員及び教育委員会からの問合せ及び故障等時に対応すること。また、緊急時については、時間外であっても柔軟に対応すること。 (2) 端末の紛失・盗難・故障等の際は、町が保有する予備機で対応し、必要に応じて速やかに設定等を行うこと。 (3) 故障時、メーカー保証対象の場合については、速やかに修理の手続きを行い、有償の場合については、教育委員会に修繕費用等の必要な情報を連絡すること。 (4) 紛失等において、SIMカードの再発行等に別途費用が発生する見込みがある場合には、その旨を連絡すること。 (5) 学校及び教育委員会と連携し対応すること。
----------------------------------	--